

令 和 5 年 度
事 業 計 画 書

公益財団法人 広島原爆障害対策協議会

令和5年度 事業計画書

本協議会は、長年にわたり被爆者や市民の健康管理及び健康の維持増進に取り組んできており、被爆者健診では広島市全体の実施件数の約3分の2(令和3年度61.1%)を本協議会が担っている。

しかし、被爆者の減少・高齢化、市民の健診ニーズの多様化、他の医療機関の健診機能の充実が進んでいる。

こうした環境の中、令和5年度も引き続き、1)「被爆者の健康診断・健康管理事業」、「被爆者の健康管理に関する調査研究事業」及び「被爆者の援護福祉事業」、2)「市民の健康診断・健康管理事業」、3)「検査・診療事業」、4)「人間ドック健診事業」、5)広島市の指定管理者として本協議会が入居している「広島市健康づくりセンターの管理運営」及び「健康教育事業・子育て支援事業」等を行う。

事業の実施にあたり、受診者・利用者へのサービス向上に努めるとともに、健診・検査事業の精度管理の向上や検査機器等の更新整備、職員の資質向上を図るため、各種研修に職員を積極的に参加させることにも取り組む。

また、持続的な組織運営のため事業規模に見合った人員配置を図る。

1 被爆者の健康診断・健康管理事業 (公益事業1)

(1) 健康診断の実施

- ① 健康づくりセンターでの施設健診のほか、公民館・集会所等での出張健診を延べ334会場で実施する。
また、被爆者の高齢化等を考慮し、出張健診会場までの送迎を行う。
- ② 広島市健康づくりセンターでは、引き続き平日のほか、第2・第4土曜日及び第1・第3日曜日の休日にも各種検診を実施する。(胃がん検診の内視鏡検査は平日のみ、乳がん・子宮がん検診は第3日曜日のみ実施。年間で受診率の低い第5土曜日、4月及び8月の土曜日及び日曜日(4月第3日曜日を除く。)の検診は行わない。)
- ③ 被爆二世健康診断は、広島市健康づくりセンター及び出張健診会場において実施する。
- ④ 出張健診の日程等は、広島市の広報紙及び本会ホームページで周知を図る。
また、被爆者定期健康診断未受診者に対して受診勧奨通知を発送して受診促進を図る。

【実施目標】

一般検査	8,400件	精密検査	8,400件
胃がん検診(X線)	400件	胃がん検診(内視鏡)	500件
肺がん検診	5,000件	乳がん検診	900件
子宮がん検診	600件	大腸がん検診	3,300件
多発性骨髄腫検診	6,000件	骨粗鬆症検診	2,100件
被爆二世健康診断	2,110件		

(2) 健康管理の推進

- ① 各種検診データを基に、広島大学医系科学研究所、同原爆放射線医科学研究所、公益財団法人放射線影響研究所等の協力のもと、悪性新生物の早期発見に努める。
- ② 糖尿病・動脈硬化症・高血圧等の生活習慣病及び骨粗鬆症について、健診結果に基づき、必要に応じて保健指導、栄養指導を行う。

(3) 健康診断医療機器等の整備

老朽化した医療機器等の整備とともに、乳がん検出システム（マンモグラフィ CAD）の導入や本協議会の情報セキュリティシステムの更新を行う。

(4) 被爆者健康管理資料の作成等

受診者の健診資料（健康診断個人票・心電図所見・がん症例報告等）を集計して統計資料を作成する。

また、本協議会が長年集積してきた膨大な健診結果等について、関係機関と協議のもと、取り扱いを検討する。

(5) 黒い雨体験者相談・支援事業の補助

広島県、広島市の黒い雨体験者に対する医師、臨床心理士、保健師による相談・支援事業に派遣する医師等の調整や相談記録のデータベース化等を行う。

2 被爆者の健康管理に関する調査研究事業 （公益事業1）

(1) 調査研究の継続実施

被爆者の糖代謝に関する研究、睡眠の量および質と各種疾患についての横断ならびに縦断調査等、令和4年度以前に実施したもの引き続き研究する。研究成果は原子爆弾後障害研究会、関係各学会等のほか、随時医学雑誌、会報その他機関紙等に発表する。

(2) 文献の収集

原子爆弾後障害に関する医学論文等を整理保管する。

(3) 第63回原子爆弾後障害研究会の開催

令和5年度は広島市において、「第63回原子爆弾後障害研究会」を公益財団法人放射線影響研究所、広島大学原爆放射線医科学研究所と共同でWeb開催する。

3 被爆者の援護福祉事業 （公益事業2）

(1) 被爆者相談の実施

被爆者の相談に応じ、関係行政機関と連携して、各種援護措置の説明等を行う。

(2) 援護措置の実施

「原爆被爆者援護規程」に基づいて本協議会独自で次の援護措置を行う。

- ① 生活困窮者に対する援護金支給
- ② 被爆身体障害者等に対する見舞金支給
- ③ 福祉用具貸与・購入費利用補助
- ④ その他必要と認める経費の一部補助

4 市民の健康診断・健康管理事業 (公益事業1)

(1) 高齢者医療確保法に基づく健康診査等の実施

① 特定健康診査等の実施

- ・ 健康づくりセンターでの施設健診のほか、公民館・集会所等での集団健診を延べ 265 会場で実施する。
- ・ 全国健康保険協会広島支部と広島市との連携のもと、協会けんぽの被扶養者を対象とする特定健康診査と 5 大がん検診(※)の同時実施を延べ 6 会場で実施する。
(※) 胃がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診
- ・ 広島市健康づくりセンターでは、引き続き平日のほか、第 2・第 4 土曜日及び第 1・第 3 日曜日の休日にも各種検診を実施する。(胃がん検診の内視鏡検査は平日のみ、乳がん・子宮がん検診は第 3 日曜日のみ実施。年間で受診率の低い第 5 土曜日、4 月及び 8 月の土曜日及び日曜日(4 月第 3 日曜日を除く。)の検診は行わない。)

② 特定保健指導の実施

特定健康診査等の健診結果に基づき、生活習慣病のリスクが高く、特定保健指導を受ける必要があると判定された者については、結果説明に統いて特定保健指導の受診を勧奨する。

【実施目標】

特定健康診査等(※) 13,850 件

後期高齢者健康診査 5,500 件

特定保健指導 837 件

(※) 医療保険未加入者分及び被用者保険加入者分を含む。

(2) 健康増進法に基づくがん検診等の実施

① がん検診等の実施

- ・ 健康づくりセンターでの施設検診のほか、公民館・集会所等での集団検診を延べ 413 会場(※1)で実施する。
(※1) 単独実施: 83 会場、健康診査等と合同実施: 330 会場
- ・ 5 大がん検診と健康診査の同時実施を延べ 86 会場で実施する。
- ・ 受診機会の拡大のため、休日の集団検診を延べ 26 会場(※2)、夜間の集団検診を延べ 5 会場(※3)で実施する。

(※2) うち延べ 17 会場は 5 大がん検診等

(※3) 肺がん・大腸がん・乳がん検診及び健康診査

- ・ 広島市健康づくりセンターでは、引き続き平日のほか、第2・第4土曜日及び第1・第3日曜日の休日にも各種検診を実施する。(胃がん検診の内視鏡検査は平日のみ、乳がん・子宮がん検診は第3日曜日のみ実施。年間で受診率の低い第5土曜日、4月及び8月の土曜日及び日曜日(4月第3日曜日を除く。)の検診は行わない。)
- ③ 集団検診の日程等は、広島市及び本会ホームページで周知を図る。
また、がん検診未受診者に対して受診勧奨通知を発送して受診促進を図る。

【実施目標】

胃がん検診(X線)	8,000件	胃がん検診(内視鏡)	3,070件
肺がん検診	20,000件	乳がん検診	7,000件
子宮頸がん検診	5,600件	大腸がん検診	16,700件
骨粗鬆症検診	3,900件	肝炎ウイルス検査	2,610件
風しん抗体検査	165件		

(3) 感染症法に基づく結核健康診断の実施

【実施目標】

結核健康診断 13,200件

(65才以上の肺がん検診との同時検査: 13,180件を含む。)

(4) 健康管理資料の保管

受診者の健診資料(心電図所見・がん症例報告等)を整理・保管する。

5 広島市健康づくりセンターの管理運営事業 (公益事業3)

令和4年4月からの5年間、広島市から指定管理者の指定を受け、協定書等に基づき広島市健康づくりセンターの管理運営、健康科学館での健康教育事業及び子育て支援事業を行う。

(1) 健康教育事業

健康に関する最新情報を分かりやすく正確に提供するとともに、教育研修等を積極的に行い、日常における健康管理について正しい知識の普及を図る。

【年間入館者数目標】 52,800人

① 健康科学展示施設の運営

- ・ 企画展開催 年4回
- ・ パネル展 年12回

② 健康ライブラリーの運営

- ・ 図書及びビデオを利用した学習の場の提供

③ 健康に関する研修等の実施

- ・ 主催による研修会・イベント 年46回

④ ボランティア(ヘルスサポートー)の養成・育成

- ・ ボランティア養成講座(6課程) 年1回
- ・ ボランティア育成講座 年2回

- ・ ボランティアの活動 年 430 回
- ⑤ 健康に関する情報の収集・提供
 - ・ インターネットによる健康情報の提供を行う。

(2) 子育て支援事業

- ① ファミリー・サポート・センター事業
会員同士の子育てに関する相互援助活動により、仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援機能の充実を図る。
 - ・ 提供会員と依頼会員とのマッチングの実施
 - ・ 提供会員希望者への講習会の実施 年 1 回
- ② つどいの広場事業
子育て家庭の保護者と子どもが気軽につどい、あそびと育児相談などを行う常設の場を提供し、子育ての負担感の軽減や地域の子育て支援の充実を図る。
【年間利用者数目標】 20,600 人
 - ・ 子育てに関する講習会の実施 年 20 回
- ③ パパとママの育児教室の開催
夫婦が協力して子育てを行うため、育児における夫婦の役割や育児全般について講義・実習を行い、家庭における育児能力の向上を図る。
 - ・ 開催回数 年 34 回

6 検査診療及び人間ドック健診等の事業 (収益事業)

(1) 検査診療等の事業

本協議会の健診等において、悪性疾患等が疑われた者に確定診断等のための詳細な検査 (CT・MRI・内視鏡・超音波検査等) を行い、治療が必要な場合には、外部医療機関等と連携して最善の方策を進める。

また、広島市医師会員からの依頼に基づき、生体検査 (CT・MRI・超音波検査等) を行う。

(2) 人間ドック健診等の事業

事業所・健康保険組合等からの委託を受け、人間ドック健診や事業所健診等を行うほか、全国健康保険協会管掌健康保険加入事業所を対象に生活習慣病予防健診を行う。

また、メンタル面での健診メニューとしてストレスチェックを行う。

【実施目標】

人間ドック健診	1,867 件
生活習慣病予防健診	3,289 件
事業所健診	3,473 件
ストレスチェック	800 件

(3) その他の健診等の事業

- ① 軽度認知症等の早期発見に係る検査を実施する。

【実施目標】

ものわすれチェックテスト（早期認知機能低下の早期発見）	90 件
ロコモ検診（運動機能低下の早期発見）	15 件

② 各種予防接種の実施

広島市健康づくりセンターにおいて各種予防接種（新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン等）を行う。

③ 他の医療機関からの依頼に基づき、胃内視鏡検査の二重読影を行う。

7 放射線被曝者医療の国際協力事業への協力

（1）放射線被曝者医療国際協力推進協議会への協力

「放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE）」の主要団体として、被曝者医療を学ぶために来日した研修生の受け入れ等、事業の推進に協力する。

（2）来日被曝者の健康診断、医療相談等の実施

来日した被曝者の健康診断及び医療相談、被曝者手帳の取得に必要な手続きの相談など、在外被曝者への支援を行う。